



発行 新潟県

第 31 号

令和7年4月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 465 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 466 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 467 保安林の指定予定(治山課)
- 468 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 469 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 470 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 471 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 472 道路の区域変更(道路管理課)
- 473 道路の供用開始(道路管理課)
- 474 道路の区域変更(道路管理課)
- 475 道路の区域変更(道路管理課)
- 476 道路の区域変更(道路管理課)
- 477 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更(建築住宅課)
- 478 包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)

公 告

通知の相手方が知れない保安林の指定予定に係る掲示の要旨(治山課)

病院局公告

特定調達契約の契約者等について(病院局経営企画課)

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

選挙管理委員会告示

- 23 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体(選挙管理委員会)
- 24 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
エム・ケイ薬局 もとしろちょう 店	柏崎市元城町155番地 5	精神通院医療	令和7年4月1日

◎新潟県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
こころのクリニック ウィズ	長岡市台町2丁目1番16号	精神通院医療	令和7年4月1日
医療法人社団山口医院	十日町市下条3丁目509番地	精神通院医療	令和7年4月1日
萌気園二日町診療所	南魚沼市二日町212-1	精神通院医療	令和7年4月1日
おおまち薬局鴨島店	上越市鴨島3丁目6番68号	精神通院医療	令和7年4月1日
大町調剤薬局	上越市大町4-4-4	精神通院医療	令和7年4月1日
おおまち薬局大和店	南魚沼市浦佐4062-3	精神通院医療	令和7年4月1日
道元調剤薬局	魚沼市田尻166-1	精神通院医療	令和7年4月1日

◎新潟県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市一村尾452、453、455から459まで、460の1、460の2、461、462、2588の1、2588の2、2589の1、2590の1、2590の2、2591から2602まで、2600の子、2603の1、452地先・453地先・454地先・2595地先（以上4筆地先について次の図に示す部分に限る。）、453地先（次の図に示す部分に限る。）、453地先・2595地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、455地先・457地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、457地先（次の図に示す部分に限る。）、459地先・2597地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、460の1地先（次の図に示す部分に限る。）、461地先・2598地先・2600の子地先（以上3筆地先について次の図に示す部分に限る。）、462地先・2601地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、2596地先（次の図に示す部分に限る。）、2597地先（次の図に示す部分に限る。）、2602地先（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚

沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の小国町土地改良区の定款の変更を令和7年4月11日認可した。

令和7年4月22日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を令和7年4月15日認可した。

令和7年4月22日

新潟県魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
新堀川	農用地保全施設整備（湛水防除）事業	上越市	令和7年1月28日

◎新潟県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
別所	区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業	五泉市	令和7年3月19日

◎新潟県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市岩崩字沼田1212番13から	新	19.0～33.0メートル	21.8メートル
同市岩崩字沼田612番37まで	旧	19.0～29.5メートル	21.8メートル

◎新潟県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間
村上市岩崩字沼田1212番13から同市岩崩字沼田612番37まで
- 3 供用開始の期日 令和7年4月22日

◎新潟県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市堀越字土本481番2から 同市堀越字砂田3431番1まで	新	9.8～18.6メートル	381.5メートル
	旧	(A)6.4～18.6メートル	399.6メートル
		(B)6.7～18.6メートル	382.3メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒倉野中線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町東山字中山3465番7から 同郡同町東山字中山2526番1まで	新	5.4～24.0メートル	380.1メートル
	旧	5.4～17.4メートル	388.1メートル

◎新潟県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒部柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市横原町字山王川原927番1から	新	6.8～17.2メートル	82.7メートル
同市横原町字山王川原931番まで	旧	6.8～15.0メートル	82.7メートル

◎新潟県告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称
一般財団法人 日本建築センター
- 2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	一般財団法人 日本建築センター大阪事務所 大阪府大阪市中心区本町一丁目7番15号	一般財団法人 日本建築センター大阪事務所 大阪府大阪市中心区本町一丁目4番8号

- 3 変更する年月日
令和7年4月30日

◎新潟県告示第478号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和7年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和7年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 高橋 顕
住所 新潟市中心区西堀通3番町804番地1 シティタワー西堀1905号
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
執務費用及び実費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払、必要に応じ前金払

公 告

通知の相手方が知れない保安林の指定予定に係る掲示の要旨（公告）

令和 7 年 4 月 22 日付け県告示第 467 号で告示した保安林の指定予定について、森林法第 33 条第 3 項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知するが、次に掲げる森林については、通知の相手方が知れないので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する南魚沼市役所に掲示するとともに、その要旨を公告する。

令和 7 年 4 月 22 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所

新潟県南魚沼市一村尾 452 地先・453 地先・454 地先・2595 地先（以上 4 筆地先について次の図に示す部分に限る。）、453 地先（次の図に示す部分に限る。）、453 地先・2595 地先（以上 2 筆地先について次の図に示す部分に限る。）、455 地先・457 地先（以上 2 筆地先について次の図に示す部分に限る。）、457 地先（次の図に示す部分に限る。）、459 地先・2597 地先（以上 2 筆地先について次の図に示す部分に限る。）、460 の 1 地先（次の図に示す部分に限る。）、461 地先・2598 地先・2600 の子地先（以上 3 筆地先について次の図に示す部分に限る。）、462 地先・2601 地先（以上 2 筆地先について次の図に示す部分に限る。）、2596 地先（次の図に示す部分に限る。）、2597 地先（次の図に示す部分に限る。）、2602 地先（次の図に示す部分に限る。）

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、令和 7 年 3 月 26 日付け 6 林整治第 1638 号で保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、森林法第 30 条の規定により通知する。
- (2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和 7 年 4 月 22 日付け県告示第 467 号による。

病院局公告**特定調達契約の契約者等について（公告）**

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第 17 号）第 15 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 22 日

新潟県立十日町病院長 清崎 浩一

1 調達物品及び数量

L S A 重油 単価契約 年間約 630,000 リットル

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立十日町病院

新潟県十日町市高田町三丁目南 32 番地 9

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

6 契約者の氏名及び住所

株式会社 村山土建

新潟県十日町市山本町 1 丁目 71 番地 2

7 契約価格

105.27 円 (税込)

8 入札公告日

令和 7 年 2 月 7 日

9 契約方式

入札時の予定価格以下での随意契約

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動免疫測定装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年4月22日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

全自動免疫測定装置賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院 臨床検査科

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年5月2日（金）午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 本件入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和7年4月30日午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類及び応札仕様書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和7年4月30日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認書類及び応札仕様書の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数(60)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額を契約期間の月数(60)で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和7年4月1日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

令和7年4月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
阿部徹後援会	阿部徹	阿部徹	新潟県柏崎市四谷3丁目1番45号
近藤一樹後援会	近藤一樹	近藤一樹	新潟県新発田市豊町2-11-3アスールC
佐藤としお後援会	佐藤俊夫	小林進	新潟県加茂市宮寄上1181番地
上越の未来創造実践研究所	野澤朗	内山米六	新潟県上越市本町2丁目2-27ライオンズマンション高田906号室
中林ひろあき後援会	吉澤政敏	古澤郁夫	新潟県十日町市本町西1丁目355番地9
のぞあきら後援会	内山米六	栗田英明	新潟県上越市本町2丁目2-27ライオンズマンション高田906号室
星野ゆうや後援会	星野雄哉	星野藍	新潟県見附市葛巻1-1-28
山本ひでき事務所	山本秀樹	山本秀樹	新潟県柏崎市田中14番21-102号京・都詩里
横山まさひろ後援会	横山昌宏	巖早紀子	新潟県新発田市豊町3-6-11

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和7年4月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
上越市三和西部スポーツハウス	上越市三和区下中 3335番地8	体育室	450.00	令和7年4月1日